

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めているというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日A所在のB会社（以下「会社」という。）に入社し、研修を経て同年〇月〇日からC所在のD駐在所（以下「駐在所」という。）において営業職員として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、自宅アパートのベランダにおいて縊死しているのが発見された。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、被災者の精神障害の発病及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

- (1) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、被災者は、平成〇年〇月上旬頃にICD-10診断ガイドラインにおける「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病していた旨述べている。

当審査会としても、被災者の症状等の経過に照らすと、専門部会の意見は妥当であると判断する。

- (2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

- (3) 被災者の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷についてみると、次のとおりである。

#### ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」に該当する出来事は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

#### イ 「特別な出来事以外の出来事」について

請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、被災者は上司から理不尽な指導、叱責や深夜に及ぶ長時間労働などによる心理的負荷が原因で本件疾病を発病した旨主張す

るので、以下検討する。

(ア) 請求人らは、要旨、被災者は上司から理不尽な指導、叱責を受けていたと主張する。

この点について、当審査会として改めて一件記録を精査するも、決定書理由に説示のとおり、業務上のミス等に対する上司からの強い指導等は認められるものの、業務指導の範囲を超えるものとは認められず、指導に当たり人格を否定するような発言も認められないことから、請求人らの主張する内容は、認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）の具体的出来事に当てはめて評価することが相当と思料するところ、上司からの強い指導等はあくまで被災者の業務上のミス等に対する指導であって、その後の業務における対立等も認められず、その心理的負荷の総合評価を「中」とする審査官の決定は妥当であると判断する。

なお、請求人らは、業務指導以外にも被災者は上司から「新車の購入」、「家具類の購入」及び「交際女性との別れ」などの理不尽な要求を受けた旨主張しており、この点、当審査会としても一件記録を精査したところ、各関係者の申述及び証拠からは、請求人の主張する内容を推認し得る根拠を見いだすことはできず、請求人らの主張を採用することはできない。

(イ) 被災者は、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの13日間及び同年〇月〇日から同月〇日までの12日間連続勤務を行っていることが認められる。これは、認定基準別表1の「2週間（12日）以上にわたって連続勤務を行った」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）の具体的出来事に当てはめて評価することが相当と思料するところ、当審査会として改めて一件記録を精査するも、決定書理由に説示のとおり、海外出張業務の主たる目的は年頭の挨拶であり、被災者は上司らの随行をすることが主な役割であること、1日の訪問件数は2、3件程度で17時にはホテルに戻っていたこと、休日出勤日は出張の前泊日と移動日に充てられていたことなど、平日の時間外労働だけではこなせない業務量や休日対応を迫られた業務が発生したような事情もなく、その業務の内容、困難性及び労働密度等に鑑みるとその心理的負荷の総合評価を「弱」とする審査官の決定は妥当であるものと判断する。

また、被災者は出張の際にプレゼンテーションを行っていることが認められ、これは、認定基準別表1の「大きな説明会や公式の場での発表を強いられた」（平均的な心理的負荷の強度は「I」）の具体的出来事に当てはめて評価することが相当と思料するところ、当審査会として、一件記録を精査するも特段考慮する事情も認められず、その心理的負荷の総合評価を「弱」とする審査官の決定は、妥当であると判断する。

そうすると、認定基準別表1の「2週間（12日）以上にわたって連続勤務を行った」の具体的出来事に関連して、「大きな説明会や公式の場での発表を強いられた」（平均的な心理的負荷の強度は「I」）の具体的出来事が生じたこととなるが、何れもその心理的負荷の総合評価は「弱」であり、この関連する出来事を1つの出来事として評価しても、その心理的負荷の総合評価は「弱」とすることが妥当であると判断する。

(ウ) 被災者の時間外労働時間については、本件疾病発病前6か月間のうち、最長となる時間外労働時間数は、決定書理由に説示のとおり、発病前1か月間の75時間15分であり、被災者の時間外労働時間数は100時間には至らず恒常的長時間労働は認められない。

(エ) なお、請求人らは被災者が本件疾病発病以降にも精神障害の悪化につながる出来事があった旨主張するが、当審査会としても、一件記録を精査しところ、別表1の特別な出来事に該当するものは認められなかった。

(4) 以上のことからすると、業務による心理的負荷の総合評価が「弱」となる出来事が1つ、「中」となる出来事が1つ認められるものであり、その心理的負荷の全体評価は「強」には至らないものである。

(5) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

本件における一件記録からは、認定基準に基づき特に評価すべき要因は認められない。

(6) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものはいだせなかった。なお、請求人らは、E及びF両名は被災者が精神疾患を発病していたことを被災者の自殺前に知らなかったにも関わらず、あたかも知っていたかのような虚偽の内容を申述していると主張しているが、G医師の平成〇年〇月〇日付け意見書には、被災者が受診するきっかけは会社の先輩社員に勧められたことである旨述べられており、E及びFの申述もこれと

整合しており、何ら不自然な点は認められず、請求人らの主張は採用出来ない。

- 3 以上のおりであるから、被災者の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、その死亡も業務上の事由によるものであるとは認められない。

したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。